

4 特定社債保証

中小企業者が発行する社債について、無担保・無保証人でご利用いただける保証制度です。

次の(1)～(3)のうち、①のいずれかの要件に該当し、②もしくは③かつ④もしくは⑤の要件を満たす会社

項目	基準(1)	基準(2)	基準(3)
①純資産額	5,000万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上
②自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上
③純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上
④使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上
⑤インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上

資格要件

資金用途

事業資金(運転・設備・返済)

保証限度額

2,400万円以上4億5,000万円(発行限度額3,000万円以上5億6,000万円)
※普通保険及び無担保保険(経営安定関連保証及び危機関連保証を除く)を含めて5億円が上限となります。

保証期間

2年以上7年以内(1年単位)

保証割合

80%保証

支払金利

発行体所定利率

償還方法

満期一括償還または6ヶ月ごとの定時償還

担保

保証金額2億円以内は無担保、2億円を超える場合は原則担保が必要となります。

連帯保証人

不要

保証料率

年0.45%～年1.90%
※有担保割引0.1%、会計参与設置会社割引0.1%の適用あり。

必要書類

- ・所定の申込書類一式(特定社債保証用の保証委託申込書をご利用下さい。)
- ・特定社債保証資格要件申告書

備考

- ・本制度ご利用には、必ず事前相談が必要となります。事前相談の際は「特定社債保証事前相談書・支店長推薦書」と併せて必要書類一式の提出をお願いします。

※上記は制度の概要となります。

保証制度に関する詳細は、保証協会本所または、支所の各担当窓口までご照会ください。